

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年11月8日受付分)

名称

特定非営利活動法人
A. P. U

縦覧期間

令和6年11月8日(金)から
令和6年11月22日(金)まで

特定非営利活動法人 A. P. U 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人A. P. Uという。なお、フルネームではAsia. Peace. Union、日本字では、エイ・パイ・ユウとそれぞれ表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古郡稲美町蛸草321番地に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都墨田区本所1丁目13番17に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人の目的は、次の4つとする。

- (1) 「地域の高齢者」に対して、「元気な高齢者の潜在的能力を発揮させる活動」を行い、地域の高齢者がいきいきと健康に暮らせることに寄与する。
- (2) 「地域社会」でまちづくりの推進を行って、その発展に貢献する。
- (3) 自然災害被災地に対し、人や物資で救援活動を行って、復旧・復興に貢献する。
- (4) 「アジアの子供たち」に対して、「学校教育を受けられる機会を与える活動」を行い、アジアの平和に寄与する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 災害救援活動
- ④ 国際協力の活動
- ⑤ 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 元気な高齢者がボランティアで活躍できる場を提供するとともに、健康福祉施設を無料で利用できる「いきいきワーキングサロン」(仮称)を開設し、運営する。
- ② 地域の住民と交流を図りながらまちづくりの推進を行う。
- ③ 自然災害の被災地に対し人や物資で救援活動を行う。
- ④ アジア平和大学院(仮称)の活動の中で、人材の交流・アジアの国々のNPO等との交流を通じて、各国で必要な活動を展開、または協力をする。
- ⑤ アジアの児童の文盲率を低下させ、児童が学校教育ならびに職業教育を受けられるチャンスを拡大させる教育活動を展開する。
- ⑥ 老後に起こりうる様々な不安・悩み事を相談できる「老後(65)の窓口」を開設し、運営する。
- ⑦ 医業と施術業との連携を図るため、医業施術業連携事業(仮称)を開設し、運営する。
- ⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉事業限定)の許可を取得、福祉タクシー事業を開設し、運営する。

(2) その他の事業

- ① バザーの開催や、チャリティーショップの運営等によって活動資金等を調達する事業。

- 2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第3章 会 員 (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び企業、団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的達成のための運営を支援する目的またはこの法人の事業に参加する目的で入会した個人及び企業、団体

2 会員の細則については、理事会の決議により別に定める。
(入会)

第7条 正会員の入会については、本会の定款の目的に賛同するものである限り特に入会についての条件を特に定めないものとする。

- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上30人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄所に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16 条 役員任期は、選任後 2 年以内に開催される最終の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 後任の役員が選任されていない場合に限り、前項の規定により定められた任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定款の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 出席した役員の名
- (4) 議長及び議事録作成者
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 議長及び議事録作成者
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 顧問

(顧問)

第55条 この法人には、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 福光 瑞江
副理事長 関 信治

理事 岡部 喜次
同 玉田 光久
同 片山 勉
監事 橋本 正道
同 松尾 一則

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1)年会費 社員 12,000円
会員(1口) 1,000円

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人A.P.U

1. 事業期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2. 活動の目的と事業

(1) 特定非営利活動法人A.P.U（以下「当人」という）は、次の事項を目的として活動し、初期の成果をあげることができました。

- ① 「地域社会」でまちづくりの推進を行って、その発展に貢献する。
- ② 自然災害被災地に対し、人や物資で救援活動を行って、復旧・復興に貢献する。
- ③ 「アジアの子供たち」に対して、「学校教育を受けられる機会を与える活動」を行い、アジアの平和に寄与する。
- ④ 「地域の高齢者」に対して、「元気な高齢者の潜在的能力を発揮させる活動」を行い、地域の高齢者がいきいきと健康に暮らせることに寄与する。

(2) これらの目的を達成するため、次の事業を実施します。

- ① 平成27年度より活動を開始した「いきいきワーキングサロン」の活動を継続します。
前年度につきましては、コロナ予防接種に伴う活動の減少、活動先の方針変更等もあり、活動時間につきましては、前年比1.156時間の減少となりました。本年度につきましても、前述の影響により更に活動時間が減少、3000時間の活動時間を予想しています。
- ② イオングループ「幸せの黄色いレシートキャンペーン」に参加し、年1回のキャンペーンでイオンギフトカードが受贈され、活動に必要な事務用品等の購入に充てる事が出来ています。本年度につきましても、同キャンペーンに参加し、ギフトカードの受贈を受ける予定です。
- ③ タイのチェンライで、当法人の会員である岡部理事の運営されている施設で預かるミャンマー人の子供が、タイの学校へ通学するための奨学金制度を継続実施します。令和3年度からは、奨学生の数に関わらず、一定額・360千円の支給をしています。
- ④ 医業施術業連携事業を運営します。年間12,000円の会費制とし、会員向けに運営コンサルティング講演会・セミナーの企画、運営等を行います。
- ⑤ 老後に起こりうる様々な不安・悩み事を相談できる「老後（65）の窓口」本格稼働します。
窓口を体制を充実させる共に、セミナー開催等の集客活動を積極的に行い、認知度の向上を図って行きます。新事務所移転後は、二区画の相談スペースを確保出来ております。なお、老後（65）の窓口第1回セミナーを5月19日（日）に稲美町立ふれあい交流館にて開催、以後も2か月に一回のペースで実施しております。
- ⑥ 福祉タクシー事業の開設に向け、業界動向の把握、申請手続きの確認等事前準備を進めます。

3. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数等	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
元気な高齢者がボランティアで活躍できる場を提供するとともに、健康福祉施設を無料で利用できる「いきいきワーキングサロン」(仮称)を開設し、運営する。	「いきいきワーキングサロン」を開催・運営運営する。	1年を通じ、平日の9時～17時(木のみ15時)年未年始休業	稲美町国岡3丁目5-1 老後(65)の窓口 A.P.U事務所	「いきいきワーキングサロン」ボランティア会員 140名	3,630
地域の住民と交流を図りながらまちづくりの推進を行う。	ボランティア参加者を中心に地域の医療・介護体制につき懇談する	1月 1回	稲美町国岡3丁目5-1 老後(65)の窓口 A.P.U事務所	ボランティア参加者等 30人	0
自然災害の被災地に対し人や物資で救援活動を行う。	被災者に対する募金活動を実施する。	災害発生時 1回	稲美町国岡3丁目5-1 老後(65)の窓口 A.P.U事務所	災害被害者 不特定多数	0

アジア平和大学院（仮称）の活動の中で、人材の交流・アジアの国々のNPO等との交流を通じて、各国に必要な活動を展開、または協力をする。	アジアでの必要な活動につき、情報交換する。	5月 1回	稲美町国岡3丁目5-1 老後（65）の窓口 A.P.U事務所	アジアの人々 不特定多数	0
アジアの児童の文盲率を低下させ、児童が学校教育ならびに職業教育を受けられるチャンスを拡大させる教育運動を展開する。	当法人の理事・岡部喜次氏が、タイのチェンライで運営している施設に受入したミャンマー人学生に対して奨学金を支給する。	年1回/360千 6月に送金	稲美町国岡3丁目5-1 老後（65）の窓口 A.P.U事務所	ミャンマー人学生 2名	0
老後に起こりうる様々な不安・悩み事を相談できる「老後（65）の窓口」を開設し、運営する。	「老後（65）の窓口」を開設運営する。①年金・老後資金の相談②介護施設の相談・紹介③認知症・成年後見人制度の支援④おひとり様の終活支援を行う。	1年を通じ、平日の9時～17時 （木のみ15時） 年末年始休業	稲美町国岡3丁目5-1 老後（65）の窓口 A.P.U事務所	「老後の（65）の窓口」会員 100名	2,500
医業と施術業との連携を図るため、医業施術業連携事業（仮称）を開設し、運営する。	医術施術業連携事業（仮称）を開設し、運営する。①鍼灸・接骨院の新規開業並びに運営コンサルティング②講演会及びセミナーの企画、運営③広告、宣伝に関する企画、制作、販売④出版物の企画、発行及び販売	1年を通じ、平日の9時～17時 （木のみ15時） 年末年始休業	稲美町国岡3丁目5-1 老後（65）の窓口 A.P.U事務所	鍼灸・接骨院の運営業者 50名	0
一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送限定）の許可を取得、福祉タクシー事業を開設し、運営する。	高齢者の方等より、移動時のお困り事をお聞きする機会が増え、福祉タクシー事業を開設、運営する。	令和7年度10月を目途に準備作業を進めていく。	稲美町国岡3丁目5-1 老後（65）の窓口 A.P.U事務所	お年寄り・移動困難者等	0

3. その他の事業

バザーの開催やチャリティーショップの運営等によって活動資金等を調達する事業	チャリティーショップの運営 （株）キング醸造の商品・健康靴の販売	1年を通じ、平日の9時～17時 （木のみ15時） 年末年始休業	稲美町国岡5-1 老後（65）の窓口 A.P.U事務所	大西メディカル利用者 A.P.U窓口利用者 50名	100
	イオン活動助成制度への参加	イオンデー （毎月11日開催）	マックスバリュ 水足店	特定非営利活動 法人A.P.U	10

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月17日 臨時総会 10月4日

②理事会 年2回

5月17日及び10月4日に実施

(2) 事務局体制 事務局スタッフ：内海 利夫・堀口 昇

事務局長：佐園 憲之

令和6年度 活動予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(特定非営利活動法人A. P. U)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	288,000		288,000
賛助会員受取会費	700,000		700,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	6,120,000		6,120,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金		10,000	10,000
4 事業収益			
「いきいきワーキングサロン」運営事業収益	3,630,000		3,630,000
「老後の窓口」運営事業収益	2,500,000		2,500,000
「医業施術業連携事業」運営事業収益	0		0
「チャリティーショップ」運営事業収益		100,000	100,000
5 その他収益			
受取利息	10		10
雑収益			0
経常収益計	13,238,010	110,000	13,348,010
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	3,000,000		3,000,000
人件費計	3,000,000	0	3,000,000
(2) その他経費			
旅費交通費	100,000		100,000
支払寄付金	360,000		360,000
ボランティア委託費	2,550,000		2,550,000
ボランティア事業経費	460,000		460,000
商品仕入		70,000	70,000
その他経費計	3,470,000	70,000	3,540,000
事業費計	6,470,000	70,000	6,540,000
2 管理費			
(1) 人件費			
業務委託料	4,500,000		4,500,000
(2) その他経費			
会議費	36,000		36,000
什器備品	1,000,000		1,000,000
セミナー開催費用	300,000		300,000
通信・事務経費	350,000		350,000
支払手数料	100,000		100,000
家賃	480,000		480,000
その他経費計	2,266,000		2,266,000
管理費計	6,766,000		6,766,000
経常費用計	13,236,000	70,000	13,306,000
当期経常増減額	2,010	40,000	42,010
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	40,000	△ 40,000	0
税引前当期正味財産増減額	42,010		42,010
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			42,010
前期繰越正味財産額			2,886,806
次期繰越正味財産額			2,928,816

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人A.P.U

1. 事業期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

2. 活動の目的と事業

(1) 特定非営利活動法人A.P.U（以下「当人」という）は、次の事項を目的として活動し、初期の成果をあげることができました。

- ① 「地域社会」でまちづくりの推進を行って、その発展に貢献する。
- ② 自然災害被災地に対し、人や物資で救援活動を行って、復旧・復興に貢献する。
- ③ 「アジアの子供たち」に対して、「学校教育を受けられる機会を与える活動」を行い、アジアの平和に寄与する。
- ④ 「地域の高齢者」に対して、「元気な高齢者の潜在的能力を発揮させる活動」を行い、地域の高齢者がいきいきと健康に暮らせることに寄与する。

(2) これらの目的を達成するため、次の事業を実施します。

- ① 平成27年度より活動を開始した「いきいきワーキングサロン」の活動を継続します。
令和5年度後半より、コロナ予防接種に伴う活動の減少、活動先の方針変更等もあり、活動時間につきましては、大幅減少傾向にあります。本年度につきましても、前述の影響により前年同水準の3000時間の活動時間を予想しています。
- ② イオングループ「幸せの黄色いレシートキャンペーン」に参加し、年1回のキャンペーンでイオンギフトカードが受贈され、活動に必要な事務用品等の購入に充てる事が出来ています。本年度につきましても、同キャンペーンに参加し、ギフトカードの受贈を受ける予定です。
- ③ タイのチェンライで、当法人の会員である岡部理事の運営されている施設で預かるミャンマー人の子供が、タイの学校へ通学するための奨学金制度を継続実施します。令和3年度からは、奨学生の人数に関わらず、一定額・360千円の支給をしています。
- ④ 医業施術業連携事業を運営します。年間12,000円の会費制とし、会員向けに運営コンサルティング講演会・セミナーの企画、運営等を行います。
- ⑤ 老後に起こりうる様々な不安・悩み事を相談できる「老後（65）の窓口」の活動を拡大してゆきます。窓口を体制を充実させる共に、セミナー開催等の集客活動を積極的に行い、認知度の向上を図って行きます。
- ⑥ 介護タクシー事業の開業に向け、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可申請を行い、令和7年10月より、介護タクシー事業を開設、運営してゆきます。

3. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数等	実施場所	受益対象者及 び予定人数	収益見込 (千円)
元気な高齢者がボランティアで活躍できる場を提供するとともに、健康福祉施設を無料で利用できる「いきいきワーキングサロン」(仮称)を開設し、運営する。	「いきいきワーキングサロン」を開催・運営運営する。	1年を通じ、平日の9時～17時 (木のみ15時) 年末年始休業	稲美町国岡3-5-1 老後（65）の窓口 事務所	「いきいきワーキングサロン」ボランティア会員 140名	3,630
地域の住民と交流を図りながらまちづくりの推進を行う。	ボランティア参加者を中心に地域の医療・介護体制につき懇談する	1月 1回	稲美町国岡3-5-1 老後（65）の窓口 APU事務所	ボランティア参加者等 30人	0
自然災害の被災地に対し人や物資で救援活動を行う。	被災者に対する募金活動を実施する。	災害発生時 1回	稲美町国岡3-5-1 老後（65）の窓口 APU事務所	災害被害者 不特定多数	0

アジア平和大学院（仮称）の活動の中で、人材の交流・アジアの国々のNPO等との交流を通じて、各国で必要な活動を展開、または協力をする。	アジアでの必要な活動につき、情報交換する。	5月 1回	稲美町国岡3-5-1 老後（65）の窓口 APU事務所	アジアの人々 不特定多数	0
アジアの児童の文盲率を低下させ、児童が学校教育ならびに職業教育を受けられるチャンスを拡大させる教育運動を展開する。	当法人の理事・岡部喜次氏が、タイのチェンライで運営している施設に受入したミャンマー人学生に対して奨学金を支給する。	年1回/360千 6月に送金	稲美町国岡3-5-1 老後（65）の窓口 APU事務所	ミャンマー人学生 2名	0
老後に起こりうる様々な不安・悩み事を相談できる「老後（65）の窓口」を開設し、運営する。	「老後（65）の窓口」を開設運営する。①年金・老後資金の相談②介護施設の相談・紹介③認知症・成年後見人制度の支援④おひとり様の終活支援を行う。	1年を通じ、平日の9時～17時 （木のみ15時） 年末年始休業	稲美町国岡3-5-1 老後（65）の窓口 APU事務所	「老後の（65）の窓口」会員 100名	3,000
医業と施術業との連携を図るため、医業施術業連携事業（仮称）を開設し、運営する。	医術施術業連携事業（仮称）を開設し、運営する。①鍼灸・接骨院の新規開業並びに運営コンサルティング②講演会及びセミナーの企画、運営③広告、宣伝に関する企画、制作、販売④出版物の企画、発行及び販売	1年を通じ、平日の9時～17時 （木のみ15時） 年末年始休業	稲美町国岡3-5-1 老後（65）の窓口 APU事務所	鍼灸・接骨院の 運営業者 50名	0
一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可を取得、福祉タクシー事業を開設し、運営する。	福祉タクシー事業を開設し、運営する。	1年を通じ、平日の9時～17時 年末年始休業	稲美町国岡3-5-1 老後（65）の窓口 APU事務所	お年寄り・移動 困難者等	2250

3. その他の事業

バザーの開催やチャリティーショップの運営等によって活動資金等を調達する事業	チャリティーショップの運営 （株）キング醸造の商品・健康靴の販売	1年を通じ、平日の9時～17時 （木のみ15時） 年末年始休業	稲美町国岡3-5-1 老後（65）の窓口 APU事務所	大西メディカル 利用者 A.PU窓口利用者 50名	100
	イオン活動助成制度への参加	イオンデー （毎月11日開催）	マックスバリュ 水足店	特定非営利活動 法人A.PU	10

4. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年2回

5月及び10月に実施

(2) 事務局体制

事務局スタッフ：内海 利夫・堀口 昇

事務局長：佐園 憲之

令和7年度 活動予算書
 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 (特定非営利活動法人A.P.U)

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	288,000		288,000
賛助会員受取会費	700,000		700,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	5,120,000		5,120,000
受取寄附金(介護タクシー事業)	3,000,000		3,000,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金		10,000	10,000
4. 事業収益			
「いきいきワーキングサロン」運営事業収益	3,630,000		3,630,000
「老後の窓口」運営事業収益	3,000,000		3,000,000
「医療施術業連携事業」運営事業収益	0		0
「チャリティーショップ」運営事業収益		100,000	100,000
「介護タクシー事業」運営事業収益	2,250,000		2,250,000
5. その他収益			
受取利息	10		10
雑収益			0
経常収益計	17,988,010	110,000	18,098,010
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,500,000		2,500,000
給料手当(介護タクシー事業)	1,800,000		1,800,000
人件費計	4,300,000	0	4,300,000
(2) その他経費			
旅費交通費	100,000		100,000
支払寄付金	360,000		360,000
ボランティア委託費	2,550,000		2,550,000
ボランティア事業経費	460,000		460,000
商品仕入		70,000	70,000
その他経費計	3,470,000	70,000	3,540,000
事業費計	7,770,000	70,000	7,840,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
業務委託料	4,800,000		4,800,000
(2) その他経費			
会議費	36,000		36,000
什器備品	100,000		100,000
セミナー開催費用	600,000		600,000
通信・事務経費	200,000		200,000
支払手数料	100,000		100,000
家賃	1,250,000		1,250,000
介護タクシー諸経費	1,663,000		1,663,000
その他経費計	3,949,000		3,949,000
管理費計	8,749,000		8,749,000
経常費用計	16,519,000	70,000	16,589,000
当期経常増減額	1,469,010	40,000	1,509,010
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	40,000	△ 40,000	0
税引前当期正味財産増減額	1,509,010		1,509,010
法人税、住民税及び事業税			
当期正味財産増減額			1,509,010
前期繰越正味財産額			2,928,816
次期繰越正味財産額			4,437,826